



県 章

滋賀県公報

平成 29 年（2017 年）
3 月 14 日
号 外 （ 2 ）
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月14日

滋賀県監査委員	川	島	隆	二
〃	山	田		実
〃	平	岡	彰	信
〃	北	川	正	雄

第1 監査のテーマ

法令等に基づく事業者等に対する検査・監査等の実施について

第2 監査の趣旨・目的

本県では、法令等に基づき、環境、医療、福祉等多岐にわたる分野において、事業者、団体、施設等（以下「事業者等」という。）に対し、指導または監督を目的として各種検査、監査等（以下「検査等」という。）を実施している。

これらの検査等が適切に実施されることは、各種業務の適正化や事業者等の健全な運営の確保を通じて県民の安心感を高め、ひいては県行政に対する県民の信頼を高めることになる。

このことから、県が実施している事業者等に対する検査等の実施状況を監査することにより、検査等の事務の、適正性、有効性、効率性の確保に資することを目的とした。

第3 監査の対象事務および対象機関

本庁知事部局、教育委員会および警察本部（72機関）ならびに地方行政機関（43機関）に対し、所管している法令に基づく検査等の事務について照会を行った結果、報告のあった194種類の検査等（うち、指導・監督を目的として、公道、公有水面において、特定の事業者等を定めずに実施する監視業務（以下「パトロール」という。）6種類含む。）の中から、法令による検査等実施義務の有無、要領等の整備状況、不適正事例の認知件数等をもとに監査対象とする事務（36事務）ならびに当該検査等実施機関（21機関）および当該検査等の根拠となる法令の所管機関（9機関）を表1のとおり選定した。

表 1

番号	監査対象事務	監査対象機関		
		部局	実施機関	所管機関
1	高圧ガス製造事業者等立入検査	総合政策部	防災危機管理局	同左
2	公益法人立入検査	総務部	総務課	同左
3	プレジャーボートの所有者の施設等への立入調査	琵琶湖環境部	琵琶湖政策課	同左
4	琵琶湖レジャー利用の監視	琵琶湖環境部	琵琶湖政策課	同左
5	森林組合常例検査	琵琶湖環境部	森林政策課	同左

6	工場等立入調査	琵琶湖環境部	東近江環境事務所	環境政策課
7	廃棄物処理施設等立入検査	琵琶湖環境部	甲賀環境事務所	循環社会推進課
8	不法投棄等パトロール	琵琶湖環境部	甲賀環境事務所	循環社会推進課
9	社会福祉法人監査	健康医療福祉部	健康福祉政策課	同左
10	社会福祉施設監査	健康医療福祉部	健康福祉政策課	子ども・青少年局
11	生活保護法施行事務監査	健康医療福祉部	健康福祉政策課	同左
12	支援給付等施行事務監査	健康医療福祉部	健康福祉政策課	同左
13	特定給食施設指導	健康医療福祉部	南部健康福祉事務所	健康医療課
14	クリーニング所の監視指導	健康医療福祉部	湖北健康福祉事務所	生活衛生課
15	特定建築物の監視指導	健康医療福祉部	湖北健康福祉事務所	生活衛生課
16	建築物衛生管理業登録事業所の監視指導	健康医療福祉部	湖北健康福祉事務所	生活衛生課
17	美容所の監視指導	健康医療福祉部	湖北健康福祉事務所	生活衛生課
18	理容所の監視指導	健康医療福祉部	湖北健康福祉事務所	生活衛生課
19	旅館の監視指導	健康医療福祉部	湖北健康福祉事務所	生活衛生課
20	麻薬取扱い施設監視指導	健康医療福祉部	東近江健康福祉事務所	薬務感染症対策課
21	旅行業者等立入検査	商工観光労働部	観光交流局	同左
22	農業協同組合検査	農政水産部	農政課	同左
23	農業共済組合検査	農政水産部	農政課	同左
24	食品表示の適正化にかかる立入検査	農政水産部	食のブランド推進課	同左
25	肥料巡回点検	農政水産部	農業経営課	同左
26	水産業協同組合法常例検査	農政水産部	水産課	同左
27	土地改良区運営検査	農政水産部	湖東農業農村振興事務所	耕地課
28	環境こだわり農産物生産者への立入検査	農政水産部	湖東農業農村振興事務所	食のブランド推進課
29	飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための農場立入り調査	農政水産部	家畜保健衛生所	畜産課
30	飼育動物の診療施設への立入検査および診療簿等の検査	農政水産部	家畜保健衛生所	畜産課
31	建設業者立入検査	土木交通部	監理課	同左
32	宅地建物取引業者に対する立入検査（事務所調査）	土木交通部	住宅課	同左
33	採石場立入検査	土木交通部	砂防課	同左
34	指定金融機関の定期検査	会計管理局	管理課	同左

35	指定代理金融機関、収納代理金融機関の検査	会計管理局	管理課	同左
36	滋賀県税収納事務受託者の検査	会計管理局	管理課	同左

第 4 監査の着眼点

- 1 実施要綱、要領、マニュアル等は整備されているか。
 - (1) マニュアル等は実施目的に応じた内容になっているか。
 - (2) 客観的な内容となっているか。
- 2 実施計画は適切か。また、計画どおり実施されているか。
 - (1) 実施計画が適切に策定されているか。
 - (2) 抽出により検査対象を選定している場合、その選定方法は適切か。
 - (3) 実施頻度は適切か。
- 3 実施体制は適切か。
 - (1) 検査内容に応じた人員体制となっているか。
 - (2) 検査員の職種は検査内容に応じたものとなっているか。
- 4 職員の研修等は適切に行われているか。
 - (1) 研修の内容、時期は適切か。
 - (2) 技能の向上に向けた取り組みがなされているか。
- 5 実施内容は適切か。
 - (1) 検査目的に応じた検査内容・方法となっているか。
 - (2) 必要に応じて関係機関と連携が図られているか。
- 6 実施結果（通知、公表）の取扱いは適切か。
 - (1) 実施結果について、検査対象に通知されているか。
 - (2) 実施結果について、文書により復命されているか。
 - (3) 措置状況の確認を行っているか。また、その確認方法は適切か。
 - (4) 必要に応じて行政処分等が実施されているか。
- 7 不適正事案に対する対応状況等は適切か。

不適正事案について、適宜対応されているか。

第 5 監査の実施方法

監査対象機関から提出された、平成25年度から平成27年度における検査の実施状況等を記載した行政重点監査調査に基づき、事務局調査員が予備調査を実施し、その結果に応じて関係職員との対面または書面による委員監査を実施した。

第 6 監査執行年月日

予備調査 平成28年10月 5 日から平成28年10月24日

委員監査 平成28年12月13日および20日

第 7 監査の結果および意見

各項で検討・改善等を求めた事項および「2 機関ごとの意見」で記載した事項を除き、検査等の事務は概ね適正に行われていた。

1 監査結果の概要

- (1) 実施要綱、要領、マニュアル等の整備について

ア 要綱等の策定状況

検査等の実施について、毎年、定例的に実施している検査等（以下「定例的検査」という。）はもちろんのこと、通報等により検査が必要となる事例が起こった際に実施する検査等（以下「随時検査」という。）においても、検査等の一貫性、客観性を確保し、効率的に検査事務を行うため、検査目的、検査対象、検査の実施方法などの基本となる事項を定めた実施要綱・要領や、検査の実施手順、着眼点等を定めた検査実施マニュアル等を定めておくことが望ましい。

要綱等の策定状況については表 2 のとおりであった。

表 2 実施要綱等の策定状況

	定例的検査	随時検査	計
実施要綱等があるもの	22	9	31
実施要綱等がないもの※	3	2	5

※ 実施要綱等がなかったもの (理由)

(7) 定例的検査

- a 旅行者等立入検査 [表 1 の番号 21 (以下、番号のみ記載)] (国の要領等をそのまま準用しているため。)
- b 飼育動物の診療施設への立入検査および診療簿等の検査 [30] (立入検査時に確認すべき事項を整理した「飼育動物診療施設立入検査確認票」を作成し、検査員が法律等に準拠した統一的な検査を実施できるようにしているため。)
- c 滋賀県税込納事務受託者の検査 [36] (検査調書等に検査項目が記載されており、検査に支障をきたさないため。)

(4) 随時検査

- a プレジャーボートの所有者の施設等への立入調査 [3] (問題が起こった時に調査を実施することとしており、事案ごとに対応が異なることから、予め定めておく必要性が低いため。)
- b 環境こだわり農産物生産者への立入検査 [28] (問題が起こった時に検査を実施することとしており、事案ごとに対応が異なることから、予め定めておく必要性が低いため。)

イ 検討・改善等を求めた事項

- (7) 旅行者等立入検査 [21] ならびに飼育動物の診療施設への立入検査および診療簿等の検査 [30] について、実施方針等が明確でなかったことから、実施要綱等の策定について検討すること。
- (4) クリーニング所の監視指導 [14]、特定建築物の監視指導 [15]、建築物衛生管理業登録事業所の監視指導 [16]、美容所の監視指導 [17]、理容所の監視指導 [18] および旅館の監視指導 [19] 等の生活衛生課が所管する生活衛生関連施設に関する検査事務 (以下、「生活衛生関連施設検査」という。) については、検査ごとの要領等は作成されていたが、これらの施設検査は、年度ごとに重点施設を定め集中的に検査を実施しており、生活衛生関連施設検査全体についての方針を明文化した要綱等がなかったことから、策定について検討すること。

(2) 実施計画について

定例的検査 (パトロールを除く。※ 1) については、検査が計画的に実施されることが望ましいが、すべての事務について計画が策定されていた。

計画に基づく検査の実施状況については、表 3 のとおりであった。

表 3 計画に基づく検査の実施状況

	定例的検査	随時検査	計
実施計画通りに検査等実施できたもの	21	—	21
検査等の実施件数が実施計画を下回ったもの※ 2	2	—	2

※ 1 パトロールについては、特定の施設への立入りではないことから実施件数として定めることが困難であるため、集計から除外した。

※ 2 検査等の実施件数が実施計画を下回ったもの (理由)

ア 森林組合常例検査 [5] (検査対象組合の経営改善計画が進行中であったため。)

イ 水産業協同組合常例検査 [26] (代表者の検査直前の死亡、組合の催しとの重複したため等。)

(3) 実施体制の状況について

ア 複数人による検査の実施状況

検査等の実施に当たっては、検査等の対象となる事業者等 (以下「検査対象事業者等」という。) との摩擦の回避、内部牽制等の観点から、可能な限り複数人で実施することが望ましい。

監査対象とした検査等のうち、常時 1 名で検査等を実施しているものはなかったものの、9 の検査事務については人員体制上の都合等により 1 名で検査等が実施される場合があった。

複数人による検査等の実施状況は表 4 のとおりであった。

表 4 複数人による検査の実施状況

	定例的検査	随時検査	計
常に複数人で検査等が実施されているもの	22	3	25

1 名で検査等が実施される場合があるもの※	3	6	9
検査実績のないもの	—	2	2

※ 1 名で検査が実施される場合があるもの（理由）

(7) 定例的検査

- a 麻葉取扱い施設監視指導 [20]（人員が不足しているため。）
- b 飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための農場立入り調査 [29]（人員が不足しているため。）
- c 飼育動物の診療施設への立入検査および診療簿等の検査 [30]（人員が不足しているため。）

(i) 随時検査

生活衛生関連施設検査 [14~19]（人員が不足しているため。）

イ 検討・改善等を求めた事項

麻葉取扱い施設監視指導 [20]、飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための農場立入り調査 [29]、飼育動物の診療施設への立入検査および診療簿等の検査 [30] ならびに生活衛生関連施設検査 [14~19] について、1 名で検査が実施される場合が多数あったことから、複数人による検査の実施に努めること。

(4) 職員の研修について

検査等の精度の向上を図るためには、各検査員の技術レベルの向上が不可欠となる。

定例的に実施される検査等については、監査対象機関において担当者を集めて行う内部研修や、国や当該業務に関連する公益法人等の外部団体が主催する研修に参加することにより検査員の技術の向上に努められていた。

研修等の実施・参加状況は表 5 のとおりであった。

表 5 研修の実施状況

	定例的検査	随時検査	計
内部研修を実施しているもの	16	6	22
外部研修に参加しているもの	13	8	21
研修等が実施されていないもの※ 2	4	3	5

※ 1 内部研修を実施しているものと外部研修に参加しているものについては、重複して計上しているため、合計数は監査対象事務数と一致しない。

※ 2 研修等が実施されていないもの（理由）

ア 定例的検査

- (7) 特定給食施設指導 [13]（検査員は実質 1 名であり、他の事務所の職員と担当者会議等で情報共有を図っているため。）
- (i) 水産業協同組合法常例検査 [26]（業務の都合により担当者が研修に参加できなかったため。）
- (ii) 宅地建物取引業者に対する立入検査 [32]（許認可の審査等の業務を行うことにより、検査等に必要スキルが習得できるため。）
- (iii) 滋賀県税収納事務受託者の検査 [36]（必要でないと判断しているため。）

イ 随時検査

- (7) プレジャーボートの所有者の施設等への立入調査 [3]（検査等の実施実績がないため。）
- (i) 環境こだわり農産物生産者への立入検査 [28]（検査等の実施実績がないため。）
- (ii) 建設業者立入検査 [31]（検査の実施予定がなかったため。）

(5) 実施内容について

ア 指導基準の策定状況

指導基準については、検査等の一貫性、客観性を確保し、効率的に事務を行うために、実施要綱・要領等により、あらかじめ策定しておくことが望ましい。

指導基準の策定状況は、表 6 のとおりであった。

表 6 指導基準の策定状況

	定例的検査	随時検査	計
指導基準があるもの	19	2	21
指導基準がないもの※	6	9	15

※ 指導基準がないもの

(7) 定例的検査

- a 水産業協同組合法常例検査 [26]（検査の都度、内部で協議しているため。）

- b 飼育動物の診療施設への立入検査および診療簿等の検査 [30] (法令等により基準が明らかなため。)
- c 宅地建物取引業者に対する立入検査 [32] (法令等により基準が明らかなため。)
- d 指定金融機関の検査 [34] (検査の都度、整理しているため。)
- e 指定代理金融機関、収納代理金融機関の検査 [35] (検査の都度、整理しているため。)
- f 滋賀県税収納事務受託者の検査 [36] (検査の都度、整理しているため。)

(イ) 随時検査

- a プレジャーボートの所有者の施設等への立入調査 [3] (問題が起こった時に調査を実施することとしており、事案ごとに対応が異なることから、予め定めておく必要性が低いため。)
- b 生活衛生関連施設検査 [14~19] (国の示した指針をそのまま準用しているため。)
- c 環境こだわり農産物生産者への立入検査 [28] (問題が起こった時に検査を実施することとしており、事案ごとに対応が異なることから、予め定めておく必要性が低いため。)
- d 建設業者立入検査 [31] (法令等により基準が明らかなため。)

イ 無通告検査の実施状況

検査等の実施に関し検査対象事業者に予め通知しないで行う検査(以下「無通告検査」という。)については、現金等の現物確認、違反行為の検出を目的としている検査などには有効な手段と考えられる。

無通告検査の実施状況については、表7のとおりであった。

表7 無通告検査の実施状況

	定例的検査	随時検査	計
無通告検査を実施しているもの	6	8	14

ウ 検査資料の事前提出の実施状況

法人運営の指導など、検査項目が多岐にわたる検査等においては、検査等に係る調書を当該事業者等からあらかじめ徴取して、実地検査前に課題等を確認しておくことにより、当日の検査・指導事務が効率的に実施できる。

検査資料の事前提出状況は、表8のとおりであった。

表8 検査資料の事前提出状況

	定例的検査	随時検査	計
事前提出を求めているもの	10	—	10

(6) 実施結果(通知、公表)の取扱いについて

ア 実施結果の取扱い状況

検査等の結果については、的確かつ確実に検査対象事業者等に対して伝わる必要があるため、原則として文書により通知されるべきである。(検査結果の通知方法は表9のとおり)

また、検査等の実効性を高めるためには、改善状況を確実に把握するとともに、改善の措置が執られない場合には、督促などにより改善措置を促すとともに、それでも改善措置が執られない場合は、必要に応じて行政処分等を課すべきである。

今回監査対象とした事務のうち、行政処分が行われた事例は1件のみであった。(改善状況の確認・報告の徴求の状況は表10、未改善事例に対する対応方法は表11のとおり)

また、検査等の実効性を高める手段として、検査等の結果を名指しで公表することも考えられるが、検査結果を公表している事務のうち、検査対象事業者等の名称まで公表している事務はなかった。(検査結果等の公表の状況は表12のとおり)

表9 検査結果の通知の方法

	定例的検査	随時検査	計
文書により通知を行うとしているもの	12	1	13
文書または口頭により通知をおこなうとしているもの	12	8	20
口頭によりおこなっているもの※1	1	—	1
検査実績のないもの	—	2	2

※1 口頭による通知のみおこなっているもの(理由)

琵琶湖レジャー利用の監視 [4] (その場で、指導で従っていることを確認している。)

表10 改善状況の確認・報告の徴求

	定例的検査	随時検査	計

実地により改善を確認しているもの	14	6	20
文書により報告をもとめているもの	18	8	26
口頭による確認をおこなっているもの	6	—	6
その他※2	3	—	4

※1 実地により改善を確認しているもの、文書により報告をもとめているもの、口頭による確認をおこなっているものについては、重複して計上しているため合計と、監査対象事務数と一致しない。

※2 その他（理由）

- (ア) 琵琶湖レジャー利用の監視 [4]（その場で、指導に従っていることを確認している。）
- (イ) 特定給食施設指導及び助言 [13]（指導内容が、法令の基準に違反している等に類するものではなく、改善を助言するものであることから改善状況等の報告は求めている。）
- (ウ) 滋賀県税収納事務受託者の検査 [36]（これまで検査において改善を要する事項がなかった。）

表11 未改善事例に対する対応方法

	定例的検査	随時検査	計
督促を行うとしているもの	17	7	24
行政処分をおこなうとしているもの	8	2	10
その他※2	3	—	3

※1 督促を行うとしているものおよび行政処分をおこなうとしているものは重複して計上しており、また、検査実施実績がないものおよび未改善となる事例がないものについては集計から除外しているため、合計数と監査対象事務数とは一致しない。

※2 その他（内容）

- (ア) 生活保護法施行事務監査 [11]（法令上改善を指導できる規定がない。）
- (イ) 支援給付等施行事務監査 [12]（法令上改善を指導できる規定がない。）
- (ウ) 特定給食施設指導及び助言 [13]（指導内容が、法令の基準に違反している等に類するものではなく、改善を助言するものであることから督促等は行っていない。）

表12 検査結果等の公表の状況

	定例的検査	随時検査	計
検査結果の公表を行っているもの	5	7	12

イ 検討・改善等を求めた事項

- (ア) 社会福祉施設監査 [10] について、文書指摘事項に対する検査対象事業者等から改善計画書が提出されているものの、改善状況の確認の記録が文書で残っていない事例があったことから、確実に文書で残すことを徹底すること。
- (イ) クリーニング所の監視指導 [14] について、指導事項等がなかった場合に復命書が作成されていない事例があったことから、復命書の作成を徹底すること。
- (ウ) 旅行業者等立入検査 [21] および肥料巡回点検 [25] について、指導事項に対する措置・改善の状況を確認されていない事例が一部見受けられたことから、措置・改善状況の確認を徹底すること。
- (エ) 旅行業者等立入検査 [21] ならびに飼育動物の診療施設への立入検査および診療簿等の検査 [30] について、検査結果を文書で通知すべきところ口頭により行われていたことから、今後は、文書による通知を徹底すること。
- (オ) 土地改良区運営検査 [27] について、指導事項等に対する改善措置が講じられない場合であっても、口頭により督促が行われていたことから、文書により督促を行うこと。
- (カ) 不適正事案に対する対応状況等は適切か。
通報や苦情相談など不適正事案に対する対応については、各事案に即して、概ね適正に対応されていた。

2 機関ごとの意見

(1) 琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員への立入調査権限の付与について（琵琶湖政策課）

琵琶湖のレジャー利用の監視を担当する職員として、監査対象機関の正規職員に加えて、質問・調査権限を有する「航行規制水域監視嘱託員」と同権限を有しない「琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員」が配置されているが、陸上での監視を行っている同補助嘱託員には、質問・調査権が与えられていないにもかかわらず、実際にはレジャーボートの利用者に対して住所、氏名を質問するなど、同補助嘱託員の権限と監視の実態が合致していない事例がある。

については、補助嘱託員に対する「権限の付与」について見直しを行いたい。

(2) 琵琶湖レジャー利用の監視のより効果的な実施方法について（琵琶湖政策課）

航行規制区域内では、琵琶湖レジャーの利用の適正化に関する条例第13条各号に該当する場合を除きプレジャーボートの航行が禁止されている。

同条第1号では、航行規制区域に接する琵琶湖岸と当該航行規制水域外の水域間等を、最短とならない経路を移動する場合や騒音を減らすための措置を講じないで移動するなどの航行は認められていない。

当該行為については、監査対象機関が定める「違反取締対応マニュアル」で、停止命令の手順等が定められているが、監査対象機関によると、現場で指導、警告すれば、殆どの艇が従うため平成20年度以降は一度も当該命令は発せられていない。条例第13条各号に関する苦情件数は、条例施行当初に比べ10分の1に減少しているが、完全に無くなっておらず、一旦、監視の目が行き届かなくなると違反行為が繰り返される現状（いわゆる「いたちごっこ」）も見られると監査対象機関も認識しているところである。

条例の前文にもある、県民が琵琶湖と接することでその恵みを誰もが等しく享受できる状態がひとつの条例の目的であるならば、県民目線に立って、航行規制区域における違反行為の監視手法等の見直しが必要であると思われる。

については、悪質な違反行為を行う者に対しては、警察との連携をより一層強化するとともに、文書による停止命令を始め効果的な監視の実施など違反行為の更なる減少に向けて有効性のある対応を検討されたい。

(3) 廃棄物処理施設等立入り調査、不法投棄等パトロールのより効果的な実施について（甲賀環境事務所および循環社会推進課）

平成27年度に県内で112,550トンもの大量の不法投棄が新たに判明した。この量は、全国の新規判明量の約7割を占めている。また、この大規模不法投棄事案により、過去5年間の全都道府県別のデータ中でも本県が最悪の数字となっている。

無通告での立入調査や不規則な経路によるパトロールなど、違反行為の発見に努められているところであるが、今回の結果を踏まえて、より効果的な立入検査、パトロールの手法について、工夫、改善を検討されたい。

(4) 社会福祉法人の不適正事例に対する厳正な対応について（健康福祉政策課）

社会福祉法人の法人外への資金の貸付けは、生活福祉資金貸付事業などのごく一部の事業を除き認められていないが、監査対象機関が平成26年に行った、社会福祉法人監査において、外部貸付けを行っている法人に対し指導が行われ、当該法人は改善の意思を示していた。

しかしながら、当該法人は次年度にも外部貸付けを行っており、平成28年度においては、その金額も増加し、貸付期間も延びるなど悪化している状況が見受けられた。

外部貸付けについては、介護保険料や運営費の資金が流用されており、法人運営に多大な影響を及ぼしかねない重要な事項であり、また、不適切な行為であることを認識しながら意図的に繰り返し行うなど悪質性が認められ、同機関における初期対応および次年度の対応が適切であったか懸念される。

状況をしっかりと把握、分析、評価し、事態の収拾に向けて厳正に対応されたい。

(5) 社会福祉施設監査の実効性の確保について（健康福祉政策課および子ども・青少年局）

社会福祉施設（認可保育園）監査において、過年度の指摘に対して未改善であるにもかかわらず、漫然と同じ指摘を繰り返し行っている事例が公立保育園について複数見受けられた。

検査の目的が達成されているとは言い難いことから、同一の指摘に対して改善が見られない場合には、改善勧告、検査結果の公表など検査の実効性を確保する方策について検討されたい。

(6) 法令に基づく検査の確実な実施について（水産課）

水産業協同組合法第123条第4項により、組合の業務または会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をすることが県に義務付けられているにも関わらず、長期にわたり検査が実施されていない組合が複数見受けられた。

当該検査は、組合運営の適正化および健全化を図るために法で義務付けられた検査であるので、確実に実施されたい。

(7) 活動実態のない組合に対する指導の在り方について（水産課）

活動実態のない組合に対して、数年前に解散手続きを説明したまま放置しているなど、適正な指導が行われているとは言い難い状況であった。

正当な理由がないのに、一年以上事業を停止している場合は、解散の命令の事由にも該当することから、活動実態のない組合に対しては、解散指導、解散命令等を視野にいれ、指導方針を早急に検討の上、厳正に対応されたい。

(8) 検査の実効性の確保について（水産課）

過年度の検査結果に対して、措置が講じられておらず、措置・改善状況の県への報告もないにもかかわらず、県から当該組合に対して督促等が行われていない事例が見受けられた。

また、過年度の指摘に対して未改善であるにもかかわらず、漫然と同じ指摘を繰り返し行っている事例も複数見受けられた。

検査の指導事項については、今後の方針や対応について、文書等により確実に報告するよう指導するとともに、同一の指摘に対して改善が見られない場合には、改善勧告、改善命令を行うなど検査の実効性を確保する方策について検討されたい。

(9) 検査の実効性の確保について（家畜保健衛生所および畜産課）

飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための農場立入調査において、毎年、200前後の事業者に対して何らかの指摘、指導が行われているが、7割から9割の事業者が未改善・未措置の状況となっており、同じ指導、指摘を受けながら、複数年にわたって、改善されない事例も見受けられた。

監査対象機関が定めている「家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に係る事務処理要領」では、家畜の所有者が正当な理由なく指導等に従わない場合は、家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導等を行うこと、それでも指導に従わない場合は改善勧告を行うなどの手続が定められているが、当該規定に基づく指導等が行われた事例はなかった。

同一の指摘が複数年にわたって続くような場合にあっては、法律に基づく行政指導、改善勧告を行うとともに、それでも改善されない場合にあっては、行政処分を行うなど事務処理要領に基づき厳正に対応されたい。

(10) 復命書の作成・管理の徹底について（住宅課）

宅地建物取引業者に対する立入検査に係る復命書が確認できない事例が多数見受けられた。

検査結果の記録の保持、客観性・一貫性を確保するため、文書主義は徹底されるべきである。

検査の復命については、確実に文書により行うとともに、当該文書を適正に管理し、検査結果、指導事項等の記録保持・組織における情報共有に努められたい。

(11) 検査実施数の見直しについて（住宅課）

宅地建物取引業者に対する立入検査の対象事業者数は、1,000事業者を超えているにもかかわらず、最近の検査実施件数は18から41件にとどまっており、また年間の実施件数について定めたものもない状況であった。

国土交通省が定めている、「宅地建物取引事業者立入調査実施要綱」では、調査対象として新規免許事業者、苦情紛争相談の対象となることが比較的多い事業者に重点を置くこととされており、例年、新規事業者が40件程度あること、その他苦情等がある事業者にも対応する必要があることなどを勘案すると、一年あたりの検査実施件数は少なすぎると思われる。

検査員の人数等、実施体制の問題もあると思われるが、同要綱の内容に沿うよう実施件数について検討をされたい。

(12) 復命書の作成および文書による指導の徹底について（砂防課）

平成27年度に「行政処分の適正執行について」をテーマに行った行政重点監査において、「文書による指導、復命書の作成等、文書主義の徹底」について意見を付したにもかかわらず、同監査以降に行われた平成27年度の採石場のパトロールについて、復命書が作成されておらず、指導も口頭で済まされていた。

検査結果の記録の保持、客観性・一貫性の確保するためには、文書主義は徹底されるべきである。

検査の復命については、確実に文書により行うとともに、指導事項についても文書で通知する等、検査結果・指導事項等の記録保持および組織における情報共有に努められたい。

(13) 法令に基づく検査の確実な実施について（管理課）

地方自治法施行令第158条の2第3項では、会計管理者は、県税の収納受託者に対して、定期および臨時に地方税の収納事務の状況を検査することが義務付けられているが、収納受託者15者のうち10者について、平成24年度に収納を委託して以来一度も検査が実施されていなかった。

県税の取扱件数、金額を考慮して、検査の頻度、手法等に差異を設けることは、一定合理性はあると考えられるが、検査を免除する規定はないことから、検査の合理化も考慮しながら、法令に基づいた事務を確実に実施されたい。

第8 おわりに

今回の監査対象としたほとんどの事務については、検査項目を記載した検査票（チェックリスト）の活用、検査資料の事前提出、前年度の検査の検討等の入念な事前準備等により検査の効率的な実施に努められていた。

また、必要に応じて無通告検査を行うなど効果的な検査が行われている事務もあり、全体として検査事務その

ものについては、法令の趣旨、検査目的などに応じて、概ね適正に実施されていた。

しかしながら、今回の行政重点監査の実施を通じて、次のとおり共通する課題も見受けられたところである。

1 点目は、文書主義が徹底されていない事例が複数見受けられたことである。

今回の監査対象で、文書による復命が確認できなかった機関があったため、個別に意見を付しているが、抽出した21機関のうち2機関において復命書が作成されていない、もしくは整理されていないということは、全庁的に、他にもあるのではないかと懸念される。また、検査対象事業者への指導については口頭で済まされているものや、文書による改善の報告が求められない事例も認められたところである。

検査等の事務については、検査対象事業者等に対して検査結果を確実に伝え、また、行政機関内部においても情報共有をはかり、指導内容の正確性、客観性を高める必要がある。軽微な違反等については、効率等考慮すると、口頭での指導および改善の報告等も一定理解することはできるが、原則は文書により行われるものであるし、行政の一貫性を担保するためには、文書による通知、復命、記録保存は徹底されなければならない。

また、検査に係る基本方針等についても要綱等により明文化されておくべきものと思われる。

2 点目は、指摘・指導に対して長期にわたり改善されない事例について、効果的な対策がとられていないケースが散見されたことである。

指導の内容については、検査対象の事業者等が自主的に改善を行うべき助言的なものもあるが、不適切な事例であって改善がみられないものについては、勧告や行政処分、検査結果の公表など、より厳しい対応を検討、実施すべきであるところ、実際に勧告、行政処分まで至った事例は1件だけであった。今回、個別に意見を付した機関もあるが、監査を通じて、監査対象機関が行政指導を最善の方法と認識している、もしくは行政処分を行うことに躊躇しているという印象を持たざるを得なかった。

今回の行政重点監査の監査対象とならなかった機関においても、今一度行政事務の基本に立ち帰り、文書主義を徹底すること、ならびに検査の結果に対して適切に対応し確実に改善につなげることにより、各種業務の適正化や事業者等の健全な運営の確保を図り県民の安心感を高められるよう努められたい。

各検査等の状況 (個別表)

1 高圧ガス製造事業者等立入検査 (実施機関：総合政策部防災危機管理局)

(1) 根拠法令	高圧ガス保安法第62条第1項						
(2) 検査等の目的	高圧ガス製造事業者等に対する報告徴収、立入り調査および必要な改善勧告等による指導を行い、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保する。						
(3) 検査等対象事業者	高圧ガス製造事業者、高圧ガス貯蔵所、容器検査登録事業所等						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	5年に1回(容器検査所のみ)		
(7) 実施要綱等の整備状況	容器検査所立入検査実施要領						
(8) 平成27年検査対象事業者数	1,729	(9) 平成27年検査実施計画数	49	(10) 平成27年検査実施数	53	(11) 平成27年指摘・指導件数	4
(12) 検査員数	2～3名			(13) 研修等の実施・参加状況	外部：高圧ガス保安教育基礎講習、高圧ガス保安法令等勉強会		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭			(18) 改善措置等の確認方法	文書、口頭		
(19) 未改善の場合の対応	督促、処分			(20) 検査結果等の公表の有無	無		
(21) 備考							

2 公益法人立入検査 (実施機関：総務部総務課)

(1) 根拠法令	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項
(2) 検査等の目的	公益法人の事業の適正な運営を確保する。

(3) 検査等対象事業者	公益社団法人、公益財団法人						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	概ね 3 年に 1 回		
(7) 実施要綱等の整備状況	立入り検査の考え方 滋賀県公益法人等立入検査実施要領 公益法人の立入検査の実施にあたって						
(8) 平成27年検査対象事業者数	136	(9) 平成27年検査実施計画数	46	(10) 平成27年検査実施数	46	(11) 平成27年指摘・指導件数	4
(12) 検査員数	2 名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部：公益法人立入検査研修 外部：公益法人会計セミナー		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書			(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書、口頭		
(19) 未改善の場合の対応	督促、勧告			(20) 検査結果等の公表の有無	無		
(21) 備考							

3 プレジャーボートの所有者の施設等への立入調査（実施機関：琵琶湖環境部琵琶湖政策課）

(1) 根拠法令	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第24条の2第1項						
(2) 検査等の目的	プレジャーボートの航行に関する規制や指導等を実施することにより、琵琶湖における適正なレジャー利用を促進する。						
(3) 検査等対象事業者	プレジャーボートの所有者、プレジャーボートの保管または揚げ降ろしを行う者等						
(4) 定例的・随時の別	随時	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	-		
(7) 実施要綱等の整備状況	無						
(8) 平成27年検査対象事業者数	不明	(9) 平成27年検査実施計画数	-	(10) 平成27年検査実施数	-	(11) 平成27年指摘・指導件数	-
(12) 検査員数	-			(13) 研修等の実施・参加状況	無		
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	-	(16) 検査資料の事前提出	-		
(17) 検査結果の通知方法	-			(18) 改善措置等の確認方法	-		
(19) 未改善の場合の対応	-			(20) 検査結果等の公表の有無	-		
(21) 備考	検査が必要となる事案がなかったため、実施実績なし。						

4 琵琶湖レジャー利用の監視（実施機関：琵琶湖環境部琵琶湖政策課）

(1) 根拠法令	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則第7条の2、第7条の3						
(2) 検査等の目的	プレジャーボートの航行に関する規制等について、プレジャーボートの監視および違反者への警告指導等を行い、適正なレジャー利用を促進する。						
(3) 検査等対象事業者	琵琶湖でのプレジャーボートの利用者						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	-		

(7) 実施要綱等の整備状況	水※1：航行規制水域監視嘱託員設置要綱 陸※2：琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員設置要綱、琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員業務マニュアル 取※3：琵琶湖プレジャーボート取締員過料徴収等事務取扱要領、琵琶湖プレジャーボート取締員監視船対応例、航行規制水域の航行違反、停止命令等の手順等、停止等違反取締り対応マニュアル						
(8) 平成27年検査対象事業者数	不特定	(9) 平成27年検査実施計画数	水：26日 陸：80日 取：10日	(10) 平成27年検査実施数	水：26日 陸：80日 取：10日	(11) 平成27年指摘・指導件数	水：69 陸：29 取：33
(12) 検査員数	水：2～4名 陸：2～7名 取：2名		(13) 研修等の実施・参加状況		水：現地研修 陸：現地研修 取：担当者研修、応援職員研修		
(14) 指導基準の有無	水：無 陸：有 取：有	(15) 無通告検査の実施	—	(16) 検査資料の事前提出	—		
(17) 検査結果の通知方法	水：口頭 陸：口頭 取：文書、口頭		(18) 改善措置等の確認方法		水：無 陸：無 取：無		
(19) 未改善の場合の対応	—		(20) 検査結果等の公表の有無		無		
(21) 備考	※1 水：水上からの監視 ※2 陸：陸上からの監視 ※3 取：取締目的の監視						

5 森林組合常例検査 (実施機関：琵琶湖環境部森林政策課)

(1) 根拠法令	森林組合法第111条第4項						
(2) 検査等の目的	森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資する。						
(3) 検査等対象事業者	滋賀県森林組合連合会、森林組合						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	1年に1回		
(7) 実施要綱等の整備状況	滋賀県森林組合等検査規則						
(8) 平成27年検査対象事業者数	9	(9) 平成27年検査実施計画数	9	(10) 平成27年検査実施数	8	(11) 平成27年指摘・指導件数	8
(12) 検査員数	3名		(13) 研修等の実施・参加状況		内部：森林組合指導・検査担当者会議 外部：協同組合検査職員中堅研修		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	有		
(17) 検査結果の通知方法	文書		(18) 改善措置等の確認方法		文書		
(19) 未改善の場合の対応	督促		(20) 検査結果等の公表の有無		無		
(21) 備考							

6 工場等立入調査 (実施機関：東近江環境事務所)

(1) 根拠法令	工場立入検査全体の根拠法令：水質汚濁防止法第22条第1項、大気汚染防止法第26条第1項、湖沼水質保全特別措置法第21条第1項、ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第1項、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第1項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、滋賀県公害防止条例第52条第1項、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例第25条第1項、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例第46条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第25条第1項、土壌汚染対策法第54条第1項 監査対象として指定した法令：土壌汚染対策法第54条第1項						
(2) 検査等の目的	全※1：工場等の法令遵守状況の確認および環境汚染事故の未然防止を促進するために、自主的な管理体制の強化を図る。 土※2：土壌汚染対策法第3条のただし書確認に係る条件変更の有無の確認により、3条調査義務の履行が必要な土地に対して義務の不履行になっていないかの確認を行う。						
(3) 検査等対象事業者	環境法令の届出工場・事業場						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	不定期		
(7) 実施要綱等の整備状況	工場立入調査実施要領						
(8) 平成27年検査対象事業者数	全：約1,100 土：27	(9) 平成27年検査実施計画数	全：35 土：9	(10) 平成27年検査実施数	全：35 土：9	(11) 平成27年指摘・指導件数	全：34 土：0
(12) 検査員数	2～3名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部：土壌担当者会議 外部：土壌・地下水環境研修		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	有		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭			(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書、口頭		
(19) 未改善の場合の対応	督促、処分			(20) 検査結果等の公表の有無	無		
(21) 備考	※1 全：工場立入調査全体についての記載 ※2 土：監査対象として指定した土壌汚染対策法に基づく検査についての記載						

7 廃棄物処理施設等立入検査（実施機関：甲賀環境事務所 合同実施機関：琵琶湖環境部循環社会推進課）

(1) 根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条						
(2) 検査等の目的	産業廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む）、一般廃棄物処理施設設置者に対し適正処理の徹底、不適正処理の未然防止を目的とする。						
(3) 検査等対象事業者	産業廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む）、一般廃棄物処理施設設置者						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	1年に1回		
(7) 実施要綱等の整備状況	滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱 産業廃棄物処理業者等に対する立入検査実施要領						
(8) 平成27年検査対象事業者数	101	(9) 平成27年検査実施計画数	91	(10) 平成27年検査実施数	91	(11) 平成27年指摘・指導件数	14
(12) 検査員数	実施機関：1～2名 合同実施機関：1～2名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部：環境事務所実務者研修、 栗東市環境センター視察研修		

				外部：全国担当者会議
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出 無
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭		(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書
(19) 未改善の場合の対応	督促、処分		(20) 検査結果等の公表の有無	有 (実施件数のみ)
(21) 備考				

8 不法投棄等パトロール (実施機関：甲賀環境事務所 合同実施機関：琵琶湖環境部循環社会推進課、甲賀市、湖南市)

(1) 根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
(2) 検査等の目的	不法投棄等に対し、迅速かつ適切な対応 (早期発見、早期対応) を図り、不法投棄の拡大を阻止するとともに不法投棄等の未然防止を図る。				
(3) 検査等対象事業者	—				
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	—
(7) 実施要綱等の整備状況	産業廃棄物不法投棄等事案初動調査マニュアル				
(8) 平成27年検査対象事業者数	不特定	(9) 平成27年検査実施計画数	—	(10) 平成27年検査実施数	延べ458箇所
(12) 検査員数	実施機関：2～3名 合同実施機関：4～6名		(13) 研修等の実施・参加状況	内部：不法投棄監視指導員研修会、不用品回収業者に関する研修会 外部：全国担当者会議	
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	—	(16) 検査資料の事前提出	—
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭		(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書	
(19) 未改善の場合の対応	督促、処分		(20) 検査結果等の公表の有無	有 (実施件数、結果概要等)	
(21) 備考					

9 社会福祉法人監査 (実施機関：健康医療福祉部健康福祉政策課)

(1) 根拠法令	社会福祉法第56条第1項				
(2) 検査等の目的	関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図る。				
(3) 検査等対象事業者	社会福祉法人				
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	1～2年に1回
(7) 実施要綱等の整備状況	社会福祉法人等指導監査実施要綱				
(8) 平成27年検査対象事業者数	58	(9) 平成27年検査実施計画数	41	(10) 平成27年検査実施数	42
(12) 検査員数	2名		(13) 研修等の実施・参加状況	内部：社会福祉法人指導監査研修	
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	有

(17) 検査結果の通知方法	文書	(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書
(19) 未改善の場合の対応	督促	(20) 検査結果等の公表の有無	有（実施件数、結果概要等）
(21) 備考			

10 社会福祉施設監査（実施機関：健康医療福祉部健康福祉政策課 合同実施機関：同部子ども・青少年局）

(1) 根拠法令	児童福祉法第46条						
(2) 検査等の目的	児童福祉施設の設備および運営についての基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告または是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保する。						
(3) 検査等対象事業者	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、保育所						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	1年に1回		
(7) 実施要綱等の整備状況	社会福祉法人等指導監査実施要綱						
(8) 平成27年検査対象事業者数	189	(9) 平成27年検査実施計画数	189	(10) 平成27年検査実施数	189	(11) 平成27年指摘・指導件数	50
(12) 検査員数	実施機関：1～2名 合同実施機関：1～2名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部：保育所監査事前打合せ		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	有		
(17) 検査結果の通知方法	文書			(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書		
(19) 未改善の場合の対応	督促			(20) 検査結果等の公表の有無	有（実施件数、結果概要等）		
(21) 備考							

11 生活保護法施行事務監査（実施機関：健康医療福祉部健康福祉政策課）

(1) 根拠法令	生活保護法第23条第1項						
(2) 検査等の目的	市および福祉事務所における生活保護法の施行事務につき、その適否を関係法令および取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助する。						
(3) 検査等対象事業者	市福祉事務所、郡部福祉事務所						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	1年に1回		
(7) 実施要綱等の整備状況	滋賀県生活保護法施行事務監査実施要綱						
(8) 平成27年検査対象事業者数	15	(9) 平成27年検査実施計画数	14	(10) 平成27年検査実施数	14	(11) 平成27年指摘・指導件数	14
(12) 検査員数	4～5名			(13) 研修等の実施・参加状況	外部：生活保護指導職員会議		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	有		
(17) 検査結果の通知方法	文書			(18) 改善措置等の確認方法	実地		
(19) 未改善の場合	無			(20) 検査結果等の公表の有無	無		

の対応		表の有無	
(21) 備考			

12 支援給付等施行事務監査 (実施機関：健康医療福祉部健康福祉政策課)

(1) 根拠法令	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項で準用する生活保護法第23条第1項						
(2) 検査等の目的	支援給付等実施機関における支援給付等の施行事務につき、その適否を関係法令および取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、支援給付等の制度がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助する。						
(3) 検査等対象事業者	市福祉事務所						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	1年に1回		
(7) 実施要綱等の整備状況	滋賀県生活保護法施行事務監査実施要綱						
(8) 平成27年検査対象事業者数	5	(9) 平成27年検査実施計画数	5	(10) 平成27年検査実施数	5	(11) 平成27年指摘・指導件数	3
(12) 検査員数	2～3名			(13) 研修等の実施・参加状況	外部：支援給付指導職員会議		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	有		
(17) 検査結果の通知方法	文書			(18) 改善措置等の確認方法	実地		
(19) 未改善の場合の対応	無			(20) 検査結果等の公表の有無	無		
(21) 備考							

13 特定給食施設指導 (実施機関：南部健康福祉事務所)

(1) 根拠法令	健康増進法第22条						
(2) 検査等の目的	特定給食施設の設置者が健康増進法第21条第3項の厚生労働省令で定める基準に準じて給食の提供を行っているかを確認し、必要に応じて指導助言することにより、喫食者の健康の保持増進を図る。						
(3) 検査等対象事業者	特定給食施設 (学校、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設、一般給食センター、給食を提供している事業所等)						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	不定期		
(7) 実施要綱等の整備状況	滋賀県特定給食施設等指導実施要綱 滋賀県給食施設指導マニュアル						
(8) 平成27年検査対象事業者数	116	(9) 平成27年検査実施計画数	27	(10) 平成27年検査実施数	30	(11) 平成27年指摘・指導件数	11
(12) 検査員数	1※～2名			(13) 研修等の実施・参加状況	無		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書			(18) 改善措置等の確認方法	無		
(19) 未改善の場合の対応	無			(20) 検査結果等の公表の有無	無		
(21) 備考	※ 他の法令に基づく検査と合同で実施						

14 クリーニング所の監視指導（実施機関：湖北健康福祉事務所）

(1) 根拠法令	クリーニング業法第10条						
(2) 検査等の目的	クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導および取締りを行い、もって利用者の利益の擁護を図る。						
(3) 検査等対象事業者	クリーニング所						
(4) 定例的・随時の別	随時※	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	—		
(7) 実施要綱等の整備状況	生活衛生事務処理マニュアル						
(8) 平成27年検査対象事業者数	131	(9) 平成27年検査実施計画数	—	(10) 平成27年検査実施数	1	(11) 平成27年指摘・指導件数	1
(12) 検査員数	1～2名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部：滋賀県生活衛生業務研修会 外部：環境衛生監視員研修		
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭			(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書		
(19) 未改善の場合の対応	督促			(20) 検査結果等の公表の有無	有（実施件数）		
(21) 備考	※ 生活衛生営業施設について、年度毎に重点監視施設（業種）を定めて検査が実施されている。重点監視施設以外の施設（業種）については、通報などがあった場合に必要に応じて検査が実施されている。						

15 特定建築物の監視指導（実施機関：湖北健康福祉事務所）

(1) 根拠法令	建築物における衛生的環境確保に関する法律第11条						
(2) 検査等の目的	特定建築物（興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物）で、多数の者が使用し、または利用する建築物の維持管理に関し、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、公衆衛生の向上および増進に資する。						
(3) 検査等対象事業者	特定建築物（興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等）						
(4) 定例的・随時の別	随時※	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	—		
(7) 実施要綱等の整備状況	生活衛生事務処理マニュアル						
(8) 平成27年検査対象事業者数	40	(9) 平成27年検査実施計画数	—	(10) 平成27年検査実施数	0	(11) 平成27年指摘・指導件数	0
(12) 検査員数	1～2名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部：滋賀県生活衛生業務研修会 外部：環境衛生監視員研修		
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭			(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書		
(19) 未改善の場合の対応	督促			(20) 検査結果等の公表の有無	有（実施件数）		
(21) 備考	※ 生活衛生営業施設について、年度毎に重点監視施設（業種）を定めて検査が実施されている。重点監視施設以外の施設（業種）については、通報などがあった場合に必要に応じて検査が実施されている。						

16 建築物衛生管理業登録事業所の監視指導 (実施機関：湖北健康福祉事務所)

(1) 根拠法令	建築物における衛生的環境確保に関する法律第12条の5						
(2) 検査等の目的	特定建築物(興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物)で、多数の者が使用し、または利用する建築物の維持管理に関し、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、公衆衛生の向上および増進に資する。						
(3) 検査等対象事業者	建築物衛生管理業務登録事業所(建築物清掃業、建築物飲料水水質検査業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物ねずみ・昆虫防除業、建築物総合管理業、建築物排水管清掃業)						
(4) 定例的・随時の別	随時※	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	-		
(7) 実施要綱等の整備状況	無(厚生労働省が策定した「建築物環境衛生維持管理要領」により指導を行っている。)						
(8) 平成27年検査対象事業者数	17	(9) 平成27年検査実施計画数	-	(10) 平成27年検査実施数	0	(11) 平成27年指摘・指導件数	0
(12) 検査員数	1～2名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部：滋賀県生活衛生業務研修会 外部：環境衛生監視員研修		
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭			(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書		
(19) 未改善の場合の対応	督促			(20) 検査結果等の公表の有無	有(実施件数)		
(21) 備考	※ 生活衛生営業施設について、年度毎に重点監視施設(業種)を定めて検査が実施されている。重点監視施設以外の施設(業種)については、通報などがあった場合に必要に応じて検査が実施されている。						

17 美容所の監視指導 (実施機関：湖北健康福祉事務所)

(1) 根拠法令	美容師法第14条						
(2) 検査等の目的	美容の業務が適正に行われるように規律し、公衆衛生の向上に資する。						
(3) 検査等対象事業者	美容所						
(4) 定例的・随時の別	随時※	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	-		
(7) 実施要綱等の整備状況	生活衛生事務処理マニュアル						
(8) 平成27年検査対象事業者数	332	(9) 平成27年検査実施計画数	-	(10) 平成27年検査実施数	4	(11) 平成27年指摘・指導件数	4
(12) 検査員数	1～2名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部：滋賀県生活衛生業務研修会 外部：環境衛生監視員研修		
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭			(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書		
(19) 未改善の場合の対応	督促			(20) 検査結果等の公表の有無	有(実施件数)		
(21) 備考	※ 生活衛生営業施設について、年度毎に重点監視施設(業種)を定めて検査が実施されている。重点監視施設以外の施設(業種)については、通報などがあった場合に必要に応じて検査が実施されている。						

18 理容所の監視指導 (実施機関：湖北健康福祉事務所)

(1) 根拠法令	理容師法第13条						
(2) 検査等の目的	理容の業務が適正に行われるように規律し、公衆衛生の向上に資する。						
(3) 検査等対象事業者	理容所						
(4) 定例的・随時の別	随時※	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	-		
(7) 実施要綱等の整備状況	生活衛生事務処理マニュアル						
(8) 平成27年検査対象事業者数	179	(9) 平成27年検査実施計画数	-	(10) 平成27年検査実施数	0	(11) 平成27年指摘・指導件数	0
(12) 検査員数	1～2名		(13) 研修等の実施・参加状況	内部：滋賀県生活衛生業務研修会 外部：環境衛生監視員研修			
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭		(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書			
(19) 未改善の場合の対応	督促		(20) 検査結果等の公表の有無	有 (実施件数)			
(21) 備考	※ 生活衛生営業施設について、年度毎に重点監視施設 (業種) を定めて検査が実施されている。重点監視施設以外の施設 (業種) については、通報などがあった場合に必要に応じて検査が実施されている。						

19 旅館の監視指導 (実施機関：湖北健康福祉事務所)

(1) 根拠法令	旅館業法第7条						
(2) 検査等の目的	旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、公衆衛生および国民生活の向上に寄与する。						
(3) 検査等対象事業者	ホテル、旅館、簡易宿所						
(4) 定例的・随時の別	随時※	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	-		
(7) 実施要綱等の整備状況	生活衛生事務処理マニュアル						
(8) 平成27年検査対象事業者数	165	(9) 平成27年検査実施計画数	-	(10) 平成27年検査実施数	8	(11) 平成27年指摘・指導件数	-
(12) 検査員数	1～2名		(13) 研修等の実施・参加状況	内部：滋賀県生活衛生業務研修会 外部：環境衛生監視員研修			
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭		(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書			
(19) 未改善の場合の対応	督促		(20) 検査結果等の公表の有無	有 (実施件数)			
(21) 備考	※ 生活衛生営業施設について、年度毎に重点監視施設 (業種) を定めて検査が実施されている。重点監視施設以外の施設 (業種) については、通報などがあった場合に必要に応じて検査が実施されている。						

20 麻薬取扱い施設監視指導 (実施機関: 東近江健康福祉事務所)

(1) 根拠法令	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項、第2項 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第2項、医療法第25条第1項の検査と併せて実施)						
(2) 検査等の目的	薬局、医療機関等における麻薬等の適正な保管管理および記録を確認し、適正な医薬品等の県民への供給に寄与することにより、県民の健康と安全の維持を図る。						
(3) 検査等対象事業者	麻薬を取り扱う薬局、医薬品卸売販売業、病院、診療所、飼育動物診療施設						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	5年に1回(病院は1年に1回)		
(7) 実施要綱等の整備状況	医薬品・医療機器等一斉監視指導実施要領 薬事・毒物劇物監視指導マニュアル						
(8) 平成27年検査対象事業者数	157	(9) 平成27年検査実施計画数	28	(10) 平成27年検査実施数	61	(11) 平成27年指摘・指導件数	3
(12) 検査員数	1～2名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部:保健所薬事担当者会議		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭			(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書、口頭		
(19) 未改善の場合の対応	督促、処分			(20) 検査結果等の公表の有無	無		
(21) 備考							

21 旅行業者等立入検査 (実施機関: 商工観光労働部観光交流局)

(1) 根拠法令	旅行業法第26条第3項						
(2) 検査等の目的	営業所もしくは事務所等に立入り、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に対して質問することにより、旅行業者を営む者の業務の適正な運営の確保、適正な活動の促進、取引の公正の維持、旅行者の安全の確保などを図る。						
(3) 検査等対象事業者	旅行業者および旅行業者代理業者						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	不定期		
(7) 実施要綱等の整備状況	無(国土交通省の定める立入検査実施要領、マニュアルをそのまま活用)						
(8) 平成27年検査対象事業者数	107	(9) 平成27年検査実施計画数	5	(10) 平成27年検査実施数	5	(11) 平成27年指摘・指導件数	0
(12) 検査員数	2～3名			(13) 研修等の実施・参加状況	外部:旅行業法事務担当者研修		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭			(18) 改善措置等の確認方法	文書		
(19) 未改善の場合の対応	督促、処分			(20) 検査結果等の公表の有無	無		
(21) 備考							

22 農業協同組合検査 (実施機関: 農政水産部農政課)

(1) 根拠法令	農業協同組合法第94条第4項
----------	----------------

(2) 検査等の目的	農業協同組合の業務および会計の状況を的確に把握し、正常な事業運営および健全な発達に資する。						
(3) 検査等対象事業者	総合農協						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	1年に1回		
(7) 実施要綱等の整備状況	滋賀県農業協同組合検査規則 滋賀県農業協同組合検査実施要項						
(8) 平成27年検査対象事業者数	16	(9) 平成27年検査実施計画数	16	(10) 平成27年検査実施数	16	(11) 平成27年指摘・指導件数	16
(12) 検査員数	5～8名		(13) 研修等の実施・参加状況	内部：検査基礎研修 外部：検査職員基礎研修、資産査定実務研修、会計等基礎研修、金融・会計研修			
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	有※	(16) 検査資料の事前提出	有		
(17) 検査結果の通知方法	文書		(18) 改善措置等の確認方法	文書			
(19) 未改善の場合の対応	督促		(20) 検査結果等の公表の有無	無			
(21) 備考	※ 現物検査のみ						

23 農業共済組合検査 (実施機関：農政課)

(1) 根拠法令	農業災害補償法第142条の3						
(2) 検査等の目的	農業共済組合の業務および会計の状況を的確に把握し、正常な事業運営を促進する。						
(3) 検査等対象事業者	滋賀県農業共済組合						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	1年に1回		
(7) 実施要綱等の整備状況	滋賀県農業共済組合検査規程 滋賀県農業共済組合検査実施要領						
(8) 平成27年検査対象事業者数	1	(9) 平成27年検査実施計画数	1	(10) 平成27年検査実施数	1	(11) 平成27年指摘・指導件数	1
(12) 検査員数	8名		(13) 研修等の実施・参加状況	内部：検査基礎研修 外部：農業共済組合検査職員研修			
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	有※	(16) 検査資料の事前提出	有		
(17) 検査結果の通知方法	文書		(18) 改善措置等の確認方法	書面			
(19) 未改善の場合の対応	督促		(20) 検査結果等の公表の有無	無			
(21) 備考	※ 現物検査のみ						

24 食品表示の適正化にかかる立入検査 (実施機関：食のブランド推進課 合同実施機関：近畿農政局滋賀県拠点)

(1) 根拠法令	食品表示法第8条第2項						
(2) 検査等の目的	食品関連事業者で、不適切な食品表示の疑義があった事業者に対し、立入調査および必要に応じて指導を行い、適正な表示を確保する。						
(3) 検査等対象事業者	食品関連事業者 (食品の製造、加工、輸入、販売事業者等)						

(4) 定例的・随時の別	随時	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	-		
(7) 実施要綱等の整備状況	食品表示法に基づく食品表示の適正化に関する調査・指導方針について						
(8) 平成27年検査対象事業者数	不明	(9) 平成27年検査実施計画数	-	(10) 平成27年検査実施数	1	(11) 平成27年指摘・指導件数	0
(12) 検査員数	実施機関：2名 合同実施機関：2～3名		(13) 研修等の実施・参加状況	外部：都道府県等食品表示法担当者研修、滋賀県食品表示監視協議会研修会、食品表示関係法制度研修会			
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭		(18) 改善措置等の確認方法	無（近年、指示に至った事例無し）			
(19) 未改善の場合の対応	処分（ただし、近年、指示に至った事例無し）		(20) 検査結果等の公表の有無	有（ただし、近年、指示に至った事例無し）			
(21) 備考							

25 肥料巡回点検（実施機関：農業経営課）

(1) 根拠法令	肥料取締法第30条第1項および第3項						
(2) 検査等の目的	肥料取締法および肥料取締法に関連する政・省令等の規程事項について遵守状況を点検する。						
(3) 検査等対象事業者	肥料取扱業者（販売業者、生産業者）						
(4) 定例的・随時の別	随時	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	-		
(7) 実施要綱等の整備状況	肥料生産業者・販売業者点検実施要領						
(8) 平成27年検査対象事業者数	約 1,150	(9) 平成27年検査実施計画数	4	(10) 平成27年検査実施数	4	(11) 平成27年指摘・指導件数	1
(12) 検査員数	2名		(13) 研修等の実施・参加状況	外部：肥料行政担当者ブロック会議			
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	有	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書		(18) 改善措置等の確認方法	文書			
(19) 未改善の場合の対応	督促		(20) 検査結果等の公表の有無	無			
(21) 備考							

26 水産業協同組合法常例検査（実施機関：水産課）

(1) 根拠法令	水産業協同組合法第123条第4項					
(2) 検査等の目的	組合運営の適正化および健全化を図る。					
(3) 検査等対象事業者	水産業協同組合					
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	2年に1回	
(7) 実施要綱等の整備状況	滋賀県水産業協同組合検査規則					

(8) 平成27年検査対象事業者数	59	(9) 平成27年検査実施計画数	31	(10) 平成27年検査実施数	25	(11) 平成27年指摘・指導件数	12
(12) 検査員数	3～5名			(13) 研修等の実施・参加状況			
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出		有	
(17) 検査結果の通知方法	文書			(18) 改善措置等の確認方法		文書	
(19) 未改善の場合の対応	督促			(20) 検査結果等の公表の有無		無	
(21) 備考							

27 土地改良区運営検査（実施機関：湖東農業農村振興事務所）

(1) 根拠法令	土地改良法第132条						
(2) 検査等の目的	土地改良区等に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画もしくは交換分合計画を遵守させ、もってその健全かつ適正な運営を確保し土地改良事業の円滑な施行に資する。						
(3) 検査等対象事業者	土地改良区、土地改良区連合						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	3年に1回		
(7) 実施要綱等の整備状況	滋賀県土地改良区等検査規程 滋賀県土地改良区等検査実施要領						
(8) 平成27年検査対象事業者数	6	(9) 平成27年検査実施計画数	3	(10) 平成27年検査実施数	3	(11) 平成27年指摘・指導件数	3
(12) 検査員数	2～3名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部：土地改良区等検査担当者研修会 外部：土地改良区等検査職員研修		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	有※	(16) 検査資料の事前提出		有	
(17) 検査結果の通知方法	文書			(18) 改善措置等の確認方法		文書、口頭	
(19) 未改善の場合の対応	督促			(20) 検査結果等の公表の有無		無	
(21) 備考	※ 通帳、現金等の検査は無通告で実施						

28 環境こだわり農産物生産者等への立入検査（実施機関：湖東農業農村振興事務所）

(1) 根拠法令	滋賀県環境こだわり農業推進条例第20条第1項						
(2) 検査等の目的	認証取得農業者等、小分け業者等が所定の報告をせず、もしくは虚偽の疑いがある報告をし、または調査を拒み、妨げ、もしくは忌避したときに、立入調査することで、制度の信頼を確保する。						
(3) 検査等対象事業者	—						
(4) 定例的・随時の別	随時	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	—		
(7) 実施要綱等の整備状況	無						
(8) 平成27年検査対象事業者数	—	(9) 平成27年検査実施計画数	—	(10) 平成27年検査実施数	—	(11) 平成27年指摘・指導件数	—

(12) 検査員数	—		(13) 研修等の実施・参加状況	—	
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	—	(16) 検査資料の事前提出	—
(17) 検査結果の通知方法	—		(18) 改善措置等の確認方法	—	
(19) 未改善の場合の対応	—		(20) 検査結果等の公表の有無	—	
(21) 備考	これまで検査が必要となる事案が発生していないため、検査実績なし。				

29 飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための農場立入り調査 (実施機関：家畜保健衛生所)

(1) 根拠法令	家畜伝染病予防法第 3 条の 2、第 12 条の 5、第 12 条の 6、第 51 条						
(2) 検査等の目的	家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、ならびに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得る。						
(3) 検査等対象事業者	偶蹄類・家きん飼養農場						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	1 年に 1 回		
(7) 実施要綱等の整備状況	家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に係る事務処理要領						
(8) 平成 27 年検査対象事業者数	224	(9) 平成 27 年検査実施計画数	224	(10) 平成 27 年検査実施数	224	(11) 平成 27 年指摘・指導件数	187
(12) 検査員数	1 ～ 2 名		(13) 研修等の実施・参加状況	内部：O J T 研修			
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭		(18) 改善措置等の確認方法	実地			
(19) 未改善の場合の対応	督促		(20) 検査結果等の公表の有無	有 (結果の概要)			
(21) 備考							

30 飼育動物の診療施設への立入検査および診療簿等の検査 (実施機関：家畜保健衛生所)

(1) 根拠法令	獣医療法第 8 条、獣医師法第 21 条第 3 項						
(2) 検査等の目的	獣医療法第 3 条の規定に基づき県に飼育動物診療施設の開設届をしている施設に立ち入り、構造設備、業務の状況などを確認し、適切な獣医療の確保を図る。 併せて、獣医師法第 21 条第 1 項および第 2 項に定める診療簿および検案簿の記載、保管が適正に実施されているかを確認する。						
(3) 検査等対象事業者	飼育動物診療施設						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	5 年に 1 回		
(7) 実施要綱等の整備状況	無 (法律等に規定されている基準等を整理した「飼育動物診療施設立入検査確認票」により、統一的な検査を実施している。						
(8) 平成 27 年検査対象事業者数	137	(9) 平成 27 年検査実施計画数	81	(10) 平成 27 年検査実施数	88	(11) 平成 27 年指摘・指導件数	32
(12) 検査員数	1 ～ 2 名		(13) 研修等の実施・参加状況	外部：獣医事講習会			

(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	無
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭		(18) 改善措置等の確認方法	実地	
(19) 未改善の場合の対応	督促		(20) 検査結果等の公表の有無	無	
(21) 備考					

31 建設業者立入検査（実施機関：土木交通部監理課）

(1) 根拠法令	建設業法第31条第1項						
(2) 検査等の目的	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進する。						
(3) 検査等対象事業者	建設業者						
(4) 定例的・随時の別	随時	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	—		
(7) 実施要綱等の整備状況	滋賀県建設業者等営業所立入検査実施要領						
(8) 平成27年検査対象事業者数	5,393	(9) 平成27年検査実施計画数	—	(10) 平成27年検査実施数	0	(11) 平成27年指摘・指導件数	0
(12) 検査員数	2～4名		(13) 研修等の実施・参加状況	無			
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭		(18) 改善措置等の確認方法	文書			
(19) 未改善の場合の対応	処分（または指導、勧告）		(20) 検査結果等の公表の有無	無			
(21) 備考	通報等があった場合に実施することとしており、平成27年度は検査が必要な事案はなかった。						

32 宅地建物取引業者に対する立入検査（事務所調査）（実施機関：土木交通部住宅課）

(1) 根拠法令	宅地建物取引業法第72条第1項						
(2) 検査等の目的	滋賀県内における宅地建物取引業者の事務所等への立入調査を実施し、必要に応じて業務に関し適切な指導および監督を行うことにより、宅地建物取引業法の適正な運用および取引の公正を確保する。						
(3) 検査等対象事業者	宅地建物取引業者						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	不定期		
(7) 実施要綱等の整備状況	宅地建物取引業者事務所調査実施要領						
(8) 平成27年検査対象事業者数	1,023	(9) 平成27年検査実施計画数	41	(10) 平成27年検査実施数	41	(11) 平成27年指摘・指導件数	7
(12) 検査員数	2名（ただし事務所の営業実態の有無に係る調査は1名）		(13) 研修等の実施・参加状況	無			
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭		(18) 改善措置等の確認方法	文書、口頭			

(19) 未改善の場合の対応	督促、処分	(20) 検査結果等の公表の有無	無
(21) 備考			

33 採石場立入検査 (実施機関：土木交通部砂防課 合同実施機関：各土木事務所)

(1) 根拠法令	採石法第42条第1項						
(2) 検査等の目的	岩石の採取に伴う災害を防止し、または採石業の健全な発達を図るために必要な指導および助言を行う。						
(3) 検査等対象事業者	岩石採取場 (岩石採取事業者)						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	任意	(6) 検査実施頻度	年1～2回		
(7) 実施要綱等の整備状況	岩石および砂利採取計画認可事務取扱要綱						
(8) 平成27年検査対象事業者数	50	(9) 平成27年検査実施計画数	65	(10) 平成27年検査実施数	65	(11) 平成27年指摘・指導件数	0
(12) 検査員数	実施機関：2名 合同実施機関：1名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部：担当者会議		
(14) 指導基準の有無	有	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭			(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書		
(19) 未改善の場合の対応	督促			(20) 検査結果等の公表の有無	無		
(21) 備考							

34 指定金融機関の定期検査 (実施機関：会計管理局管理課 合同実施機関：同会計課)

(1) 根拠法令	地方自治法施行令第168条の4第1項、滋賀県財務規則第265条の2第1項						
(2) 検査等の目的	公金の収納および支払事務の状況を検査し、適正な公金管理の確保を図る。						
(3) 検査等対象事業者	指定金融機関						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	1年に1回		
(7) 実施要綱等の整備状況	指定金融機関検査要領						
(8) 平成27年検査対象事業者数	1	(9) 平成27年検査実施計画数	1	(10) 平成27年検査実施数	1	(11) 平成27年指摘・指導件数	1
(12) 検査員数	実施機関：3名 合同実施機関：3名			(13) 研修等の実施・参加状況	内部：検査業務打合せ会		
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭			(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書		
(19) 未改善の場合の対応	無			(20) 検査結果等の公表の有無	無		
(21) 備考							

35 指定代理金融機関・収納代理金融機関の定期検査 (実施機関：会計管理局管理課 合同実施機関：同局会計課)

(1) 根拠法令	地方自治法施行令第168条の4第1項、滋賀県財務規則第265条の2第1項						
----------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--

(2) 検査等の目的	公金の収納および支払事務の状況を検査し、適正な公金管理の確保を図る。						
(3) 検査等対象事業者	指定代理金融機関、収納代理金融機関						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	3年から5年に1回		
(7) 実施要綱等の整備状況	指定代理、収納代理金融機関検査関係規定						
(8) 平成27年検査対象事業者数	36	(9) 平成27年検査実施計画数	9	(10) 平成27年検査実施数	9	(11) 平成27年指摘・指導件数	3
(12) 検査員数	実施機関：1名 合同実施機関：1名		(13) 研修等の実施・参加状況	内部：検査業務打合せ会			
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	文書、口頭		(18) 改善措置等の確認方法	実地、文書			
(19) 未改善の場合の対応	無		(20) 検査結果等の公表の有無	無			
(21) 備考							

36 県税収納事務受託者検査（実施機関：会計管理局管理課 合同実施機関：総務部税政課）

(1) 根拠法令	地方自治法施行令第158条の2第3項						
(2) 検査等の目的	県税収納事務受託者が適正に収納事務を行っているかどうかを検査、確認する。						
(3) 検査等対象事業者	ゆうちょ銀行、収納事務受託者として指定したコンビニエンスストア等						
(4) 定例的・随時の別	定例的	(5) 義務的・任意の別	義務	(6) 検査実施頻度	ゆ※1：2年に1回 コ※2：収納代行業者…1年に1回 コンビニ本部…大手コンビニのみ2年に1回		
(7) 実施要綱等の整備状況	無（検査報告書（検査調書）に、検査項目が記載されており、マニュアル等がなくても検査に支障をきたさない。）						
(8) 平成27年検査対象事業者数	ゆ：1 コ：15	(9) 平成27年検査実施計画数	ゆ：1 コ：3	(10) 平成27年検査実施数	ゆ：1 コ：3	(11) 平成27年指摘・指導件数	ゆ：0 コ：0
(12) 検査員数	実施機関：1名 合同実施機関：1名		(13) 研修等の実施・参加状況	無			
(14) 指導基準の有無	無	(15) 無通告検査の実施	無	(16) 検査資料の事前提出	無		
(17) 検査結果の通知方法	ゆ：文書 コ：無		(18) 改善措置等の確認方法	無			
(19) 未改善の場合の対応	無		(20) 検査結果等の公表の有無	無			
(21) 備考	※1 ゆ：ゆうちょ銀行に対する検査 ※2 コ：コンビニエンスストアに対する検査						

注1 「(4) 定例的・随時の別」の欄は、検査対象事業者の特定に関わらず、実施機関において定例的に実施している検査等を「定例的」とし、通報等により必要に応じて検査を実施している検査等を「随時」と表記した。

2 「(5) 義務的・任意の別」の欄は、法令により定期的に検査等を実施することを行政庁に義務付けられている検査等を「義務」、そうでないものを「任意」と表記した。

3 「(6) 検査実施頻度」の欄は、検査対象事業者からみた、実施の頻度を記載しており、定期的に検査が実施さ

れる場合は当該周期を記載し、定まった周期がない場合は「不定期」、パトロールおよび(4)で「随時」とした検査等は「－」と表記している。

- 4 「(13) 研修等の実施・参加状況」の欄について、研修の実施者または主催者が県の機関であるものは「内部」、県以外の機関であるものは「外部」で示している。